

社会人の方

朗報

です！！

宝塚医療大学

社会福祉士養成課程

短期養成課程・一般養成課程は

一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座
となりました。



一般教育訓練給付制度とは

受講者本人が一般教育訓練実施者に対して支払った

教育訓練経費の2割に相当する額を、一定の条件を

満たした方に公共職業安定所から支給（上限10万円）されます

是非ご活用下さい